

令和5年3月13日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所並びに措置期間、措置対象地域
(株) 福田建設 福島県郡山市横川町字大谷地37
令和5年3月13日～令和5年4月12日(1ヶ月)
地域2(東北支社が所掌する区域)
において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である(株)福田建設は、福島県発注工事において、追加工事に関する変更契約で書面の交付を行っていなかった。また、二次下請業者がいることを把握していたにも関わらず、施工体制台帳及び施工体系図に記載していなかった。

これらのことが、建設業法第19条第2項並びに第24条の8第1項及び第4項に違反し、同法第28条第1項本文に該当するとして、令和5年1月16日に建設業許可部局である福島県知事から指示処分を受けた。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記(2. 事実概要)のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領(平成18年8月7日東高契第269号)」別表第2第10号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(建設業法違反行為) 10 建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問い合わせ先: 東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課
以上